

かすみがうら市森林整備計画

計画期間

自	令和	4年	4月	1日
至	令和14年	3月	31日	

茨 城 県

かすみがうら市

目 次

I	伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	7
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	7
1	樹種別の立木の標準伐期齢	
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	8
1	人工造林に関する事項	
2	天然更新に関する事項	
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5	その他必要な事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	12
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2	保育の種類別の標準的な方法	
3	その他必要な事項	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	19
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	20
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・2 1
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 2
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- Ⅲ 森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 3
 - 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
 - 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項
- Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 4
 - 1 保健機能森林の区域
 - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項
 - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 5
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - 2 生活環境の整備に関する事項
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
 - 4 森林の総合利用の推進に関する事項
 - 5 住民参加による森林の整備に関する事項
 - 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
 - 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は茨城県のほぼ南部中央に位置し、北側は石岡市、西側は土浦市に面し、旧霞ヶ浦町に属する東側地域は周辺を霞ヶ浦に囲まれている。

本市における土地利用の状況は、総面積11,873haの内、民有林面積は2,046.59haで総面積に占める割合は17.2%になっている。また、人工林面積は778haとなっており、全体の約38%を占めている。

近年、森林所有者の高齢化や世代の交代及び核家族化が進み、山林管理の面について、下草刈りや除間伐といった森林整備が遅れ、森林の荒廃が進んでいることから、森林の公益的機能低下が懸念されている。

しかしながら、本市は霞ヶ浦の水源となる森林を多く抱えていることから、森林の公益的機能の重要性は高く、人工林の間伐等を進め、森林整備を推進してゆく必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

これらを実現していくため、地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、重視する機能に応じた森林の区分を「水源涵養機能」、「山地災害防止機能／土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」、「木材等生産機能」と位置づけた森林整備を推進し、望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源かん涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
<p>山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等</p>

	のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることを目指すこととする。とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切に保全することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林・林業・木材産業関係者の合意を図りつつ、森林の健全性を確保するための適切な造林、林業担い手の育成、高性能林業機械の導入促進、国産材の流通・加工体制の整備等、生産、流通及び加工における条件整備を計画的かつ総合的に推進するものとする。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者の意向、林業事業者等の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を

整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。特に不在村森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。また、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するため、市町村への体制整備支援と併せて森林整備等を行う事業者の技術向上等を行うものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業従事者の養成・確保

林業従事者の養成及び確保を図るため、雇用の長期化・安定化と社会保険への加入促進等による就労条件の改善、事業体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保に努める。

また、林業研修等の実施による知識・技術の向上や労働安全衛生の確保に努めるとともに、育林から伐採にわたる幅広い技能の習得を通じ、通年就労対策を促進する。

イ 林業後継者の育成

林家の後継者が林業への関心を持ち続け、林業に就労しうる環境を醸成するとともに、林業研究グループ等若手林業後継者の活動を支援し、林業後継者を育成するものとする。

ウ 林業経営の安定

林業後継者が安定した林業経営を維持できるように、特用林産物生産等の複合経営の導入や生活環境の改善等に努めるものとする。

(4) 林業機械の導入の促進に関する方針

生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械を利用した機械作業システムの導入を推進するものとし、機械作業の普及啓発、林業機械オペレータ

一の養成、機械の共同利用化等、機械作業システムを推進及び促進するものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全 域	40年	45年	35年	15年	15年

(注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえるものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ, ヒノキ, マツ
-----------	-------------

(注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は市農林水産課に相談すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

樹種	仕立方法	植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立	3,000 ~ 3,500	
	疎仕立	2,000 ~ 3,000	
ヒノキ	密仕立	3,500 ~ 4,000	
	疎仕立	2,000 ~ 3,000	
マツ	密仕立	5,000 ~ 6,000	

注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は市農林水産課に相談すること。

イ その他人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法
地拵え	地拵えは、「全刈り地拵え」又は「筋刈り地拵え」とする。 「全刈り地拵え」

の方法	<p>の場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に集積するか、谷側に巻き落とすことにより、植え付けの際の障害物を全面的に取りのぞくものとする。谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。「筋刈り地拵え」は、伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流出防止を図るもので、平坦地または傾斜地では、作業の効率化のため、等高線上の横筋に配列し、急傾斜地では枝条の移動による損傷を防ぐため縦筋に配列するものとする。また、地力の低下が著しいと考えられる場所には、雑草木類や末木枝条を散布する「枝条散布地拵え」とする。</p>
植付けの方法	<p>苗木は、目的、植栽地の条件（気候・地形・地質・土壌等）及び苗木の特性に適した樹種又は品種を選定し、植え付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植え付けまでの苗木の移動においては、根に強い光線や風を当てないようにして乾燥に十分注意するものとする。植え付けは、曇天無風の日又は降雨直後に行い、晴天が続いた時は降雨を待って植え付け、また、植え付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにするものとする。また、伐採後速やかに造林を行う一貫施業やコンテナ苗の導入等による低コストな再造林を推進するものとする。</p>
植栽の時期	<p>植栽時期は苗木の成長開始直前の4月上旬から4月下旬の春植えによるものとする。しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植え付け労務の不足などのやむを得ない場合は、秋植えとする。ただし、秋植えは、地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている9月下旬から10月上旬に行うものとする。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、原則として2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、原則として5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在などの森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件等からみて、適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スダジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
上記対象樹種 (1) 参照	1 ha当たり10,000本以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。更新完了まで必要な回数を行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
受光伐	後継樹の生育の支障となる樹木の伐採や枝払い等を行う。

芽かき	ぼう芽更新による場合、自然条件、前生樹種、発生状況を考慮して行う。
-----	-----------------------------------

ウ その他天然更新の方法

伐採後の造林を天然更新とした場合には、確実な更新を図るために、適時に更新状況を確認し、早期に更新の完了が見込まれない森林については、天然更新補助作業等の実施を検討するものとする。天然更新が困難な森林については、早急な更新を図るために、植栽によるものとする。

なお、天然更新完了の確認を行うにあたっては、茨城県天然更新完了基準を準用するものとする。

天然更新完了基準

	項目	天然更新完了基準
後継樹の状況	後継樹の樹高	1 m以上かつ草丈以上
	後継樹の密度	1 ha 当たり 3, 0 0 0 本以上
	その他	ササ類や草本類の繁茂などにより更新を阻害されるおそれがない。

(3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する事項

- (1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準
- (2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

茨城県天然更新完了基準に基づき、生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとし、後継樹の密度を1ha当たり3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、既往の間伐方法等を勘案して、次により定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に、人工林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考にしつつ定めるものとする。なお、間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実と認められる範囲内で行うものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の普及に努める。

樹種ごとに標準伐採期齢を越える森林は15年に1回、標準伐採期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。(別表1のとおり)

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画に定める、保育の標準的な方法に関する指針に基づき、次により定めるものとする。(別表2のとおり)

ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切及び除伐とし、必要に応じてその他の保育についても定めるものとする。

イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に定めるものとする。

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表-1により定めるものとする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。森林の区域については、表-2により定めるものとする。

(2) 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 あると見込まれる森林について、天然地形界等を区画して定めるものとする。

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表-1に定める。

① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図る森林、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

雪害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保

全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健機能の維持増進を図る森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。森林の区域については表-2に定める。

- ① 地形や傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林

- ② 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林を表-1により定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定める。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

【表-1】

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源の涵養の機能の維持 増進を図るための森林施 業を推進すべき森林	2	全小班	37.87
	21	全小班	50.98
	22	全小班	30.74

	23	全小班	70.73
	24	全小班	78.86
	25	全小班	47.8
	28	60, 63, 72, 74, 75, 76, 77, 81, 83, 84, 85, 87, 88, 91, 98, 100, 103, 106, 109, 117, 120, 138, 142, 150, 151, 159	8.53
	30	40, 43~47, 50~52, 54, 63~69, 71, 73, 77~79, 81, 82, 85~ 90, 92, 95, 97, 98, 102, 105, 110, 112	18.77
	59	427, 432~434	0.76
		(小計)	345.04
土地に関する災害の防止 機能及び土壌の保全の機 能維持を図るための森林 施業を推進すべき森林	22	1, 2, 15, 16, 18, 20, 22, 29, 41, 48, 50, 107	3.82
	23	85, 99, 108, 120, 138, 139, 141, 142, 151, 153, 167, 171, 215, 220, 221, 236, 242, 251, 258, 263	2.07
	25	72, 81, 92	1.69
	26	151, 152, 156, 158, 161, 163~165, 167, 168, 170, 172, 176, 187, 192, 194, 210, 215, 217, 219, 222, 227, 228, 237, 241, 249 , 257	1.47
	29	35, 49, 76, 77, 94, 96, 102, 110, 141	1.21
	30	106, 107	0.08
	31	362, 371, 375, 379, 384, 386, ~388, 391, 392, 394, 396, 399, 404, 406, 511, 514, 518, 525, 529, 547, 550, 558, 564, 576, 580, 583	3.13
	51	337, 371	1.31
	52	91, 92, 95, 96, 99, 100, 102, 103, 105~110	1.32
	58	54, 55, 57~59, 61~70, 88, 91, 96, 102, 107, 112~114	2.79
	59	341, 364, 367, 378, 382, 391~393, 400, 403, 405, 406, 418, 422, 426, 429, 431, 433, 434	4.13
	61	385, 387, 388, 390~393, 395~399	0.97
	62	79, 84, 362, 371, 374, 375, 380, 383, 390, 392, 397, 398, 401~ 403	1.04
	65	157, 158, 160, 161, 164, 166	1.11
	(小計)	26.44	
快適な環境の形成の機能	-	-	-

の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森 林			
保健機能の維持増進を図 るための森林施業を推進 すべき森林	23	全小班	70.73
	24	全小班	78.86
	25	全小班	47.8
	59	321～324, 330, 333, 336, 338, 340, 342, 347, 349, 351, 352, 355, 358, 361, 362, 365, 366, 368, 369, 371～376, 381, 384, 386, 387, 390, 391, 395, 397～399, 401, 408, 409～413, 415～ 426, 429～431	7.95
	(小計)		205.34
その他の公益的機能の維 持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林	-	-	-
木材の生産機能の維持増 進を図るための森林施業 を推進すべき森林	-	-	-
木材の生産機能の維 持増進を図るための 森林施業を推進すべ き森林のうち、特に 効率的な施業が可能 な森林	-	-	-

【表－２】

施業の方法	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
伐期の延長を推進す べき森林	2	全小班	37.87
	21	全小班	50.98
	22	全小班	30.74
	23	全小班	70.73
	24	全小班	78.86
	25	全小班	47.8

		28	60, 63, 72, 74, 75, 76, 77, 81, 83, 84, 85, 87, 88, 91, 98, 100, 103, 106, 109, 117, 120, 138, 142, 150, 151, 159	8.53
		30	40, 43~47, 50~52, 54, 63~69, 71, 73, 77~79, 81, 82, 85 ~90, 92, 95, 97, 98, 102, 105, 110, 112	18.77
		59	427, 432~434	0.76
		(小計)		345.04
長伐期施業を推進すべき森林		-	-	-
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	-	-	-
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	22	1, 2, 15, 16, 18, 20, 22, 29, 41, 48, 50, 107	3.82
		23	85, 99, 108, 120, 138, 139, 141, 142, 151, 153, 167, 171, 215, 220, 221, 236, 242, 251, 258, 263	2.07
		25	72, 81, 92	1.69
		26	151, 152, 156, 158, 161, 163~165, 167, 168, 170, 172, 176, 187, 192, 194, 210, 215, 217, 219, 222, 227, 228, 237, 241, 249, 257	1.47
		29	35, 49, 76, 77, 94, 96, 102, 110, 141	1.21
		30	106, 107	0.08
		31	362, 371, 375, 379, 384, 386, ~388, 391, 392, 394, 396, 399, 404, 406, 511, 514, 518, 525, 529, 547, 550, 558, 564, 576, 580, 583	3.13
		51	337, 371	1.31
		52	91, 92, 95, 96, 99, 100, 102, 103, 105~110	1.32
		58	54, 55, 57~59, 61~70, 88, 91, 96, 102, 107, 112~114	2.79
		59	341, 364, 367, 378, 382, 391~393, 400, 403, 405, 406, 418, 422, 426, 429, 431, 433, 434	4.13
		61	385, 387, 388, 390~393, 395~399	0.97
		62	79, 84, 362, 371, 374, 375, 380, 383, 390, 392, 397, 398, 401~403	1.04
65	157, 158, 160, 161, 164, 166	1.11		

		(小計)	26.44
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	23	全小班	70.73
	24	全小班	78.86
	25	全小班	47.8
	59	321～324, 330, 333, 336, 338, 340, 342, 347, 349, 351, 352, 355, 358, 361, 362, 365, 366, 368, 369, 371～376, 381, 384, 386, 387, 390, 391, 395, 397～399, 401, 408, 409～413, 415～426, 429～431	7.95
		(小計)	205.34

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査を実施する。なお、本市における民有林の所有形態は、ほとんどが5ha未満の小規模所有であることを踏まえ、市による経営管理権の設定については、区域内において1ha程度の集約が見込まれる森林において設定を行うこととする。

また、景観の向上と観光振興につなげることを目的として、林道敷の森林整備及び路網整備を実施する。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同化のため、森林所有者間の合意形成を図り、施行実施協定の締結を推進する。

本市における民有林の所有形態は、ほとんどが5ha未満の小規模所有である。一方で、森林所有者の高齢化や労働力不足、さらには林業経営に対する意欲の低下等により、森林所有者個人に計画的な森林施業を全て委ねることは困難な状況となっている。

このため、本市においては、県及び林業事業体等と連携し、小規模森林所有者の森林施業の共同化及び林業事業体等への長期的な施業委託等の推進を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するため、必要性を指導し、施業実行への参画を呼びかけていく。

市が推進役となり、県と連携し、地域説明会や普及啓発活動等を行うことにより、森林所有者の合意形成を図り施業の共同化を促進する。特に、間伐については、施業の集約化に努めるものとする。また、必要に応じて施業実施協定制度を活用することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事

- ア 作業道や土場などの施設の設置、維持管理、利用についてあらかじめ明確にしておくこと。
- イ 労務の分担、相互提供、施業委託及び種苗等共同購入などの方法についてあらかじめ明確にしておくこと。
- ウ 森林施業の共同化の実効性を担保するための措置を明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	35以上	75以上	110以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	25以上	60以上	85以上
	架線系作業システム		-	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	15以上	45 (35) 以上	60 (50) 以上
	架線系作業システム		5 (-) 以上	20 (15) 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	-	5以上

- (注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。
- 3 「急傾斜地」の () 書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層樹へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

開設／ 拡張	種類	路線名	延長及び 箇所数	面積 (ha)	針葉樹 (材積m ³)	広葉樹 (材積m ³)
拡張	自動車道	雪入沢	1	130	2,967	1,707
拡張	自動車道	上佐谷・青木場	1	47	3,960	241
合計		2路線	2	177	6,927	1,948

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規定（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専

用道作設指針（平成22年9月24日22林整整第60号林野庁長官通知）を基本として、茨城県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	路線名	延長及び 箇所数	面積 (ha)	針葉樹 (材積m ³)	広葉樹 (材積m ³)
拡張	自動車道	雪入沢	1	130	2,967	1,707
拡張	自動車道	上佐谷・青木場	1	47	3,960	241
合計		2路線	2	177	6,927	1,948

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第855号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として茨城県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとする。特に排水に気を付け、水みち箇所は、巡視時に適正に処置することとする。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

かすみがうら市における林業従事者は、農業や木材製材業、建設業など他産業との兼業者がほとんどであり、従事者数もごく少数となっている。林業の経営基盤で

ある森林面積が小規模で、荒廃山林が増加しているため生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である場合が多い。このことから今後については、森林施業の共同化等を通じて合理化を推進するとともに、農業など他産業との複合経営による経営の健全化及び安定化を目標とし、生産基盤整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

今後、森林施業合理化の推進を行ってゆく中で、森林施業用の機械についても研修参加や情報の収集を図る。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防の方法、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

気象災害については、凍害等の発生を回避するための指導に努めるものとする。

風害・干害、病虫害等から森林を守るため、県及び研究機関の指導・協力を得ながらその防除に努めることとする。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

イノシシ、ウサギ、ノネズミによる幼齢木の被害については、巡回や被害報告の収集をし、関係者や猟友会等の団体と連携して早期発見及び早期防除に努める。

3 林野火災の予防の方法

林野火災による森林被害を防止するため、林内歩道の整備を図りつつ、山火事警防等を適時適切に実施する。また、地域への入込み者に対して森林保護の啓蒙に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れについては、火災予防を徹底したうえで各法令等に留意して実施をする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
雪入、 上佐谷	(林班)23、24、25 全小班	197.39	65.81	119.61	6.12	3.81	0.04	雪入ふれあいの 里公園 三ツ石森林公園
坂	(林班)59(小班) 321 ~324, 330, 333, 336,	7.95	2.89	3.81	0.45	0.8	0	歩崎森林公園

338, 340, 342, 347, 349, 351, 352, 355, 358, 361, 362, 365, 366, 368, 369, 371~ 376, 381, 384, 386, 387, 390, 391, 395, 397 ~399, 401, 408, 409~ 413, 415~426, 429~ 431							
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
造林、保育、伐採その他施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐 採 造 林	択伐を原則とする。 伐採後は速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植 栽 保 育	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮する。 雑草木類の繁茂状況に応じ毎年1回以上行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備
該当なし

(2) 立木の期待平均樹高
該当なし

4 その他必要な事項
該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画に定めるものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の、共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (h a)
千代田地区	0 1 ~ 0 2 5	7 9 1 . 4 3
霞ヶ浦地区	0 2 6 ~ 0 6 5	1 2 5 5 . 1 6
区域計		2 0 4 6 . 5 9

2 生活環境の整備に関する事項

市として、地域の活性化を図るため、森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、景観や生態系の保全に配慮した森林を持続させ、地域定住や都市住民との交流の推進を図る。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林地帯周辺の整備を推進し、市内に多くある観光果樹園との相互的な地域振興を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

レクリエーションの場、リフレッシュや教育の場である森林の機能を向上させるため、雪入・上佐谷・志戸崎地域に立地する3施設（雪入ふれあいの里公園・三ツ石森林公園・歩崎森林公園）周辺は自然の景観向上に配慮し維持管理及び保全する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

近年、グリーンツーリズムの啓発や団塊世代の退職等による余暇の過ごし方の変化が見られ、森林や緑に対する住民の関心は高まりをみせつつあり、森林環境教育・健康づくりの場として、幅広い森林利用を推進するとともに、地域活動による森林の保全整備や緑の募金への協力などの取り組みを推進していく。また、緑の募金活動等の緑化運動の展開により普及啓発を図るとともに、体験研修や森林ボランティア活動についての受け入れに関する情報の提供等を通じて住民参加の森林づくりを推進していく。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

該当なし

(3) 法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

(4) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を行わなければならない。

2. 参考資料

1 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

基幹路網の現況

区 分	路線数	延長(km)
基幹路網	4 路線	9.411 k m
うち林業専用道	なし	

(2) 細部路網に関する事項

細部路網の現況

区 分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	なし		

別表1

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	一般中径材生産	3,000	15~25	20~35	25~40	—	平均樹高約11m、平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し、本数間伐率約20~25%程度で3回実施する。 1ha当たり4,000本植栽の場合、主伐時本数は約1,200~1,500本程度となる。 中庸の密度管理を行う。	標準伐期齢を超える森林は15年に1回、標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。
	一般大径材生産	~3,500	15~25	20~30	30~40	40~55	平均樹高約11m、平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し、成長初期は肥大成長をおさえるよう弱度の間伐(本数間伐率20~25%)で密度を保ち、第2回目以降やや強い間伐(30~35%程度)で林木を疎立させる。 1ha当たり4,000本植栽の場合、主伐時本数は約600~700本程度となる。	
	良質材生産		15~30	20~35	—	—	10.5cm用以上で長さ3m以上の無節心持柱材を生産目標とし、樹幹が通直完満で断面が正円に近い木を対象とし、平均樹高約11m、平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し、中庸より高い密度(本数間伐率25~30%)を保つように間伐を実施する。 1ha当たり4,000本植栽の場合、主伐時本数は約2,000本程度となる。	
ヒノキ	一般材生産	3,500 ~4,000	20~30	25~40	35~50	—	平均樹高約11m、平均胸高直径約15cmで、初回間伐を実施し、やや高い密度(本数間伐率30~35%)を保てるように3回間伐を実施する。 1ha当たり4,000本植栽の場合、主伐時本数は約700~800本程度となる。	標準伐期齢を超える森林は15年に1回、標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。

別表2

保育の種類		下刈り		つる切り		除伐		枝打ち	
樹種		スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ	スギ	ヒノキ
実施 林齢・ 回数	1	1	1						
	2	1	1						
	3	1	1						
	4	1	1						
	5	1	1						
	6	1	1					1	
	7	1	1	1	1				1
	8								
	9					1	1	1	
	10								1
	11			1	1				
	12							1	
	13					1	1		1
	14								
	15							1	
	16								1
	17								
	18							1	
	19								1
	20								
	21								
	22								
		雑草木類の繁茂状況に応じて適期に造林後、毎年1回以上行うものとする。下刈りの終期は、おおむね7年生とし、林木の生育状況・雑草木類の繁茂状況に応じて適正に行うものとする。		つる類の繁茂状況に応じて行う。		除伐の対象木は、材木の生育に支障となる広葉樹・かん木類及び形質不良木とする。		経営の目的・樹種 の特性・地位及び 地利等を考慮する ものとする。	